

令和4年9月1日

お客様各位

丸八信用組合

## 「証書貸付、カードローン」約定改正、及び「丸八カードローンカード」 規定改定のお知らせ

令和4年10月3日から、下記のとおり「証書貸付、カードローン」約定改正、及び「丸八カードローンカード」規定改定をしますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 改正となる約定

##### 証書貸付

- ・信用貸付、定年退職10年前貸付、担保貸付、優遇貸付約定
- ・フリーローン、フリーローンα約定
- ・マイカーローン、学資金ローン、医療・介護費用ローン、リフォームローン、住宅諸費用ローン約定
- ・住宅ローン約定
- ・冠婚葬祭ローン、入学金ローン約定
- ・緊急資金約定
- ・互助会提携貸付約定

##### カードローン

- ・カードローン約定

#### 2 改定となる規定

- ・丸八カードローンカード規定

#### 3 適用開始日

令和4年10月3日（月）

#### 4 変更箇所

後記「新旧対照表」の改正後の下線部が変更箇所となります。

新旧対照表

信用貸付、定年退職10年前貸付、担保貸付、優遇貸付約定（抜すい）

改正前	改正後
<p>第1条（適用理範囲及び契約の成立）</p> <p>本約定は、丸八信用組合（以下「組合」という。）の信用貸付、_____担保貸付及び優遇貸付により借入人が組合に対して負担する債務の履行について適用するものとします。</p>	<p>第1条（適用理範囲及び契約の成立）</p> <p>本約定は、丸八信用組合（以下「組合」という。）の信用貸付、<u>定年退職10年前貸付</u>、担保貸付及び優遇貸付により借入人が組合に対して負担する債務の履行について適用するものとします。</p>
<p>第7条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 借入人について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、借入人は、本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、金銭消費貸借契約証書記載の返済方法によらず、直ちに本契約に基づく未償還元利金全額を返済するものとします。</p> <p>(1) 名古屋市及び名古屋市に直接関係を有する団体を退職、<u>死亡</u>したとき。</p> <p>(2) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 借入人が反社会的勢力又は反社会的勢力に関与するものであると_____判断したとき。</p> <p>(12) (略)</p>	<p>第7条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 借入人について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、借入人は、本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、金銭消費貸借契約証書記載の返済方法によらず、直ちに本契約に基づく未償還元利金全額を返済するものとします。</p> <p>(1) 名古屋市及び名古屋市に直接関係を有する団体を退職_____したとき。</p> <p>(2) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 借入人が反社会的勢力又は反社会的勢力に関与するものであると<u>組合</u>が判断したとき。</p> <p>(12) (略)</p>

フリーローン、フリーローンα約定（抜すい）

改正前	改正後
<p>第7条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 借入人について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、借入人は、本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、金銭消費貸借契約証書記載の返済方法によらず、直ちに本契約に基づく未償還元利金全額を返済するものとします。</p> <p>(1) 名古屋市及び名古屋市に直接関係を有する団体を退職、<u>死亡</u>したとき。</p> <p>(2) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 借入人が反社会的勢力又は反社会的勢力に関与するものであると_____判断したとき。</p> <p>(9) (略)</p>	<p>第7条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 借入人について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、借入人は、本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、金銭消費貸借契約証書記載の返済方法によらず、直ちに本契約に基づく未償還元利金全額を返済するものとします。</p> <p>(1) 名古屋市及び名古屋市に直接関係を有する団体を退職_____したとき。</p> <p>(2) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 借入人が反社会的勢力又は反社会的勢力に関与するものであると<u>組合</u>が判断したとき。</p> <p>(9) (略)</p>

改正前	改正後
<p>第7条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 借入人について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、借入人は、本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、金銭消費貸借契約証書記載の返済方法によらず、直ちに本契約に基づく未償還元利金全額を返済するものとします。</p> <p>（1）名古屋市及び名古屋市に直接関係を有する団体を退職、<u>死亡</u>したとき。</p> <p>（2）～（9）（略）</p> <p>（10）借入人が反社会的勢力又は反社会的勢力に関与するものであると_____判断したとき。</p> <p>（11）（略）</p>	<p>第7条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 借入人について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、借入人は、本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、金銭消費貸借契約証書記載の返済方法によらず、直ちに本契約に基づく未償還元利金全額を返済するものとします。</p> <p>（1）名古屋市及び名古屋市に直接関係を有する団体を退職_____したとき。</p> <p>（2）～（9）（略）</p> <p>（10）借入人が反社会的勢力又は反社会的勢力に関与するものであると<u>組合</u>が判断したとき。</p> <p>（11）（略）</p>

改正前	改正後
<p>第16条（期限の利益の喪失）</p> <p>借入人について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、借入人は、本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、金銭消費貸借契約証書記載の返済方法によらず、直ちに本契約に基づく未償還元利金全額を返済するものとします。</p> <p>（1）名古屋市及び名古屋市に直接関係を有する団体を退職、<u>死亡</u>したとき。</p> <p>（2）～（11）（略）</p> <p>（12）借入人が反社会的勢力又は反社会的勢力に関与するものであると_____判断したとき。</p> <p>（13）（略）</p>	<p>第16条（期限の利益の喪失）</p> <p>借入人について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、借入人は、本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、金銭消費貸借契約証書記載の返済方法によらず、直ちに本契約に基づく未償還元利金全額を返済するものとします。</p> <p>（1）名古屋市及び名古屋市に直接関係を有する団体を退職_____したとき。</p> <p>（2）～（911）（略）</p> <p>（12）借入人が反社会的勢力又は反社会的勢力に関与するものであると<u>組合</u>が判断したとき。</p> <p>（13）（略）</p>

冠婚葬祭ローン、入学金ローン約定（抜すい）

改正前	改正後
<p>第7条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 借入人について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、借入人は、本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、金銭消費貸借契約証書記載の返済方法によらず、直ちに本契約に基づく未償還元利金全額を返済するものとします。</p> <p>（1）名古屋市及び名古屋市に直接関係を有する団体を退職、<u>死亡</u>したとき。</p> <p>（2）～（9）（略）</p> <p>（10）借入人が反社会的勢力又は反社会的勢力に関与するものであると_____判断したとき。</p> <p>（11）（略）</p>	<p>第7条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 借入人について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、借入人は、本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、金銭消費貸借契約証書記載の返済方法によらず、直ちに本契約に基づく未償還元利金全額を返済するものとします。</p> <p>（1）名古屋市及び名古屋市に直接関係を有する団体を退職_____したとき。</p> <p>（2）～（9）（略）</p> <p>（10）借入人が反社会的勢力又は反社会的勢力に関与するものであると<u>組合</u>が判断したとき。</p> <p>（11）（略）</p>

緊急資金約定（抜すい）

改正前	改正後
<p>第7条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 借入人について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、借入人は、本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、金銭消費貸借契約証書記載の返済方法によらず、直ちに本契約に基づく未償還元利金全額を返済するものとします。</p> <p>（1）名古屋市及び名古屋市に直接関係を有する団体を退職、<u>死亡</u>したとき。</p> <p>（2）～（8）（略）</p> <p>（9）借入人が反社会的勢力又は反社会的勢力に関与するものであると_____判断したとき。</p> <p>（10）（略）</p>	<p>第7条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 借入人について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、借入人は、本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、金銭消費貸借契約証書記載の返済方法によらず、直ちに本契約に基づく未償還元利金全額を返済するものとします。</p> <p>（1）名古屋市及び名古屋市に直接関係を有する団体を退職_____したとき。</p> <p>（2）～（8）（略）</p> <p>（9）借入人が反社会的勢力又は反社会的勢力に関与するものであると<u>組合</u>が判断したとき。</p> <p>（10）（略）</p>

互助会提携貸付約定（抜すい）

改正前	改正後
<p>第6条（償還期限前の全額返済義務）</p> <p>借入人について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、借入人は、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による未償還元利金全額を返済するものとします。</p> <p>(1) 名古屋市及び名古屋市に直接関係を有する団体を退職・死亡したとき。</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 借入金の返済を停止したとき、又は破産____もしくは民事再生手続き____の申立があったとき。</p> <p>(8) _____反社会的勢力、又は反社会的勢力に<u>関与する者</u>であると____判断したとき。</p> <p>(9) (略)</p>	<p>第6条（償還期限前の全額返済義務）</p> <p>借入人について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、借入人は、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による未償還元利金全額を返済するものとします。</p> <p>(1) 名古屋市及び名古屋市に直接関係を有する団体を退職____したとき。</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 借入金の返済を停止したとき、又は破産<u>手続開始</u>もしくは民事再生<u>手続開始</u>の申立があったとき。</p> <p>(8) <u>借入人</u>が反社会的勢力、又は反社会的勢力に<u>関与する者</u>であると<u>組合</u>が判断したとき。</p> <p>(9) (略)</p>
<p>第17条（合意管轄裁判所）</p> <p>借入人は、この契約に関する紛争については、組合の本店所在地を管轄する裁判所を_____管轄裁判所とすることに合意します。</p>	<p>第17条（合意管轄裁判所）</p> <p>借入人は、この契約に関する紛争については、組合の本店所在地を管轄する裁判所を<u>専属的合意管轄裁判所</u>とすることに合意します。</p>

カードローン「約定」の一部改正（案）

カードローン約定（抜すい）

改正前	改正後
<p>丸八信用組合は（以下「乙」という）</p> <p>第10条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 契約者について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、乙からの通知、催告等がなくても本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに貸越元利金全額を支払います。</p> <p>(1) 名古屋市及び名古屋市に直接関係を有する団体を退職、<u>死亡</u>したとき</p> <p>(2) ～ (7) 略</p> <p>(8) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって乙に<u>私</u>の所在が不明となったとき</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>丸八信用組合は（以下「乙」という）</p> <p>第10条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 契約者について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、乙からの通知、催告等がなくても本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに貸越元利金全額を支払います。</p> <p>(1) 名古屋市及び名古屋市に直接関係を有する団体を退職____したとき</p> <p>(2) ～ (7) 略</p> <p>(8) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって乙に<u>契約者</u>の所在が不明となったとき</p> <p>(9) <u>契約者が反社会的勢力又は反社会的勢力に</u></p>

<p>2 次の各場合には乙からの請求によって本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに貸越元利金を全額支払います。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約者__乙との取引約定のひとつでも違反したとき</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>契約者が反社会的勢力又は反社会的勢力に 関与する者であると判断したとき</u></p> <p><u>(5) 前各号のほか、_____乙が債権保 全を必要とする相当の事由が生じたとき</u></p>	<p><u>関与する者であると組合が判断したとき</u></p> <p>2 次の各場合には乙からの請求によって本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに貸越元利金を全額支払います。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約者<u>が</u>乙との取引約定のひとつでも違反したとき</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <hr/> <p><u>(4) 前各号のほか、契約者の信用不安等乙が債権 保全を必要とする相当の事由が生じたとき</u></p>
<p>第22条 (合意管轄裁判所)</p> <p>借入人は、この契約に関する紛争については、組合の本店所在地を管轄する裁判所を_____管轄裁判所とすることに合意します。</p>	<p>第22条 (合意管轄裁判所)</p> <p>借入人は、この契約に関する紛争については、組合の本店所在地を管轄する裁判所を<u>専属的合意管轄</u>裁判所とすることに合意します。</p>

丸八カードローンカード規定 (抜すい)

改正前	改正後
<p>14. 規定の変更</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、<u>公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるもの</u>とします。</p>	<p>14. 規定の変更</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、<u>公表等の際に定める適用開始日から適用されるもの</u>とします。</p>

以上